

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勤続日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エクアドル	エクアドル共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とエク アドル共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	300,000千円 -----	H24.3.16 キトで (同日)	日本側 渡邊尚人在エクアドル 臨時代理大使 エクアドル側 パブロ・ビ ジャヤモマス・レイネル外 務貿易統合大臣代理	H24.4.4 119号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。